

## 平成24年度第6回理事会の開催

平成24年度第6回理事会が、平成25年3月19日、日本獣医師会会議室において開催された。

本会議では、議決事項として、①「第1号議案 平成25年度事業計画及び収支予算等に関する件」、②「第2号議案 諸規程の制定等に関する件」、③「第3号議案 役員候補者推薦管理委員会委員選任に関する件」、④「第4号議案 賛助会員入会に関する件」について承認を得た後、次に協議事項として「1 平成24年度地区獣医師大会決議要望事項の対応等に関する件」について協議し、了承された。続いて説明・報告事項として、①「1 部会委員会の開催に関する件」、②「2 2013動物感謝デー in JAPAN開催計画に関する件」、③「3 平成25年度以降の獣医学術学会年次大会開催計画に関する件」、④「4 役員の改選スケジュールに関する件」、⑤「5 動物診療施設の経営及び診療獣医師等の処遇等に関する実態調査に関する件」、⑥「6 業務運営概況等に関する件」について説明、報告がなされ、連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画に関する件」が説明された（第6回理事会の議事概要は下記のとおり）。

### 平成24年度第6回理事会の議事概要

I 日 時：平成25年3月19日(火) 14:00～17:30

II 場 所：日本獣医師会会議室

III 出席者：

【会 長】山根義久

【副 会 長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光（北海道地区）

砂原和文（東北地区）

高橋三男（関東地区）

村中志朗（東京地区）

大野芳昭（中部地区）

中島克元（近畿地区）

柴田 浩（中国地区）

坂本 紘（九州地区）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

麻生 哲（産業動物臨床）

細井戸大成（小動物臨床）

横尾 彰（家畜共済）

梅澤正親（家畜防疫・衛生）

森田邦雄（公衆衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

【監 事】岩上一紘、佐藤ひさし、玉井公宏

（欠 席）地区理事 塩本泰久（四国地区）

IV 議 事：

【議決事項】

第1号議案 平成25年度事業計画及び収支予算等に関する件

第2号議案 諸規程の制定等に関する件

第3号議案 役員候補者推薦管理委員会委員選任に関する件

第4号議案 賛助会員入会に関する件

【協議事項】

1 平成24年度地区獣医師大会決議要望事項の対応等に関する件

【説明・報告事項】

1 部会委員会の開催に関する件

2 2013動物感謝デー in JAPAN開催計画に関する件

3 平成25年度以降の獣医学術学会年次大会開催計画に関する件

4 役員の改選スケジュールに関する件

5 動物診療施設の経営及び診療獣医師等の処遇等に関する実態調査に関する件

6 業務運営概況等に関する件

7 その他

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

2 その他

V 会議概要

【会長挨拶】

1 冒頭、山根会長から大要次の挨拶がなされた。

(1) 先般、2月9日～11日、大阪市において開催された獣医学術学会年次大会（年次大会）については、開催担当である大阪市獣医師会に大変尽力いただくとともに、近畿地区連合獣医師会の支援により、全国から多数の参加者を得て盛会裡に終了することができ、深く感謝申し上げる。

(2) 狂犬病事業に関する地方獣医師会（地方会）への意見聴取については、2月末を期限に依頼したが、一部未提出の地方会もあるため、出揃い次第、速やかに取りまとめ、検討に入る予定である。

(3) 本日は、平成24年度最後の理事会であるが、議決事項、協議事項等慎重な審議をお願いしたい。また、

本日の審議内容については、地元においても周知徹底を依頼したい。

- 2 定款第40条の規定に基づき、山根会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

#### 【議決事項】

#### 第1号議案 平成25年度事業計画及び収支予算等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成25年度事業計画書（案）の実施方針について説明がなされ、特に、①東日本大震災への対応、②獣医師・獣医療に係る政策提言（チーム獣医療提供体制の整備、獣医学教育の改善等を含む）、③獣医師倫理の高揚、④動物の福祉・適正管理の推進、⑤獣医学術の振興・普及及び獣医師人材の育成、⑥生涯教育の充実・推進、⑦獣医師会の組織強化、⑧新公益法人制度移行後における対応の事項に配慮して事業展開に努める。また、事業別の対応として、①公益目的事業、②収益事業、③その他事業（相互扶助等の公益目的事業）について、各事業の詳細な内容について説明がなされた後、平成25年度収支予算書（正味財産増減方式）（案）及び収支予算内訳表（正味財産増減方式）（案）並びに資金調達及び設備投資の見込みについて（案）説明がなされ、本議案は原案どおり異議なく承認された。

#### 第2号議案 諸規程の制定等に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、①本会が実施する諸事業における講師等に対する謝金については、これまで特段の定めがなく、前例に従い対応してきたが、事業ごとに金額の相違等、公平性に課題があるため、「日本獣医師会謝金規程（謝金規程）」を制定したい、併せて②本会が公益社団法人へ移行したことに伴う（旅費規程を除く）、本会名称の引用箇所の変更等、関連する「日本獣医師会職域別部会運営規程」、「日本獣医師会専決事務処理規程」、「日本獣医師会獣医師福祉共済事業運営規程」、「日本獣医師会獣医師生涯研修事業実施規程」、「獣医学術国際交流名誉会員に関する規程」の一部を併せて改正したい旨説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①謝金規程のうち「原稿料」と比べ、「日獣会誌原稿料」は低額である。②掲載原稿の著作権は、執筆者が有するのか。③今後、公益法人としてコンプライアンス関係規程の整備も考慮したい旨の意見・質疑があり、矢ヶ崎専務理事から、②については、本会が有する。③については、今後検討したい旨が回答され、本議案は原案どおり異議なく承認された。

#### 第3号議案 役員候補者推薦管理委員会委員選任に関する件

矢ヶ崎専務理事から、役員選任規程第7条第2項に従

い、委員を会員構成獣医師のうちから予め理事会の承認を得た上で、会長が委嘱することとして候補者4名（平成25年4月1日から2年間の任期）の委嘱について諮られ、本議案は原案どおり異議なく承認された。

#### 第4号議案 賛助会員入会に関する件

矢ヶ崎専務理事から、入会申込みのあった学生賛助会員1名について入会の可否が諮られ、本議案は異議なく承認された。

#### 【協議事項】

#### 1 平成24年度地区獣医師大会決議要望事項の対応等に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、本年度の地区獣医師大会における個々の決議・要望事項に対する対処の考え方（別記）について説明が行われ、本会が主として対応する事項のうち、獣医学教育体制の整備・充実関係の中で「特区提案」による獣医学部の新設については、獣医系大学の設置、入学定員問題については、①平成15年の大学、大学院、短期大学及び専門学校に関する認可の基準において、歯科医師、獣医師、船舶職員の養成にかかわる大学の設置もしくは収容定員の増、さらには医師の養成にかかる大学等の設置についての認可は抑制する方針とされ、②平成17年の文部科学省（文科省）の中央教育審議会において、医師、歯科医師、獣医師、教員、船舶職員の5分野については、人材需給見通し等政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について必要に応じて個別に検討する必要がある旨答申がなされ、教員養成の抑制については撤廃された。獣医師における本課題については、平成24年3月に設置された同省の私的諮問機関である「獣医学教育の改善充実に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」において、議論の最中である。医師、歯科医師は、国の財政健全化に社会保障費の抑制は必須だという論拠で理論武装しているが、獣医師については、国家的な要請ではなく政策的な要請として需給バランスを図る必要性から抑制を訴えている。特に平成19年に四国における大学新設の認可について、特区の申請が行われて以来、平成24年まで11回にわたり申請がなされてきたが、これまで認可はされなかった。しかし、最近、文科省へ抑制緩和の大きな政治的圧力が加わっていると仄聞しており、早急に対応する必要性がある旨説明された。

補足して、藏内副会長から、日本獣医師政治連盟としては、獣医師の需給は現状で充足しており、獣医学教育の充実及び地位の向上を目指すべきとして、一貫して政府へ活動してきた。その後、安倍政権に変わり文部科学大臣からの指示により担当局長、課長が規制緩和の方向に転換しつつあるということで、速やかに自民党の獣医師問題議員連盟（自民党議連）の麻生会長へ相談し、緊

急に役員会を開催していただき、文科省に抗議の声明文を提出いただいた。なお、四国で困難であれば、中国地方で設立すれば良いと公言する、獣医学系大学の新設を望む一部の動きがあり、これも文科省と自民党議連に調査いただくとともに、北村顧問から連絡いただき、議連の幹部の方々に再度、文科省に対する指導を要請いただいたところである。また、今後のあり方として、政治的な防御が整ったので、本会として改めて明確な考え方について文科省をはじめ、関係当局に表明すべきと考えている旨報告がなされた。

続いて山根会長から、本課題については前回の協力者会議において、地元愛媛県の担当者が新設推進の立場で説明されたが、学校経営のために獣医科大学の新設が認められれば、これまで取り組まれた共同獣医学科、共同獣医学部の設置等の教育改善の方向性が崩れることになる。医師では、東北における医学部新設の要請について、他の医学系大学から反対の声明が出されており、同様に獣医系大学の代表者協議会を中心に大学側から声明を出していただきたい旨、本会も状況に応じ、鋭意、対応を図りたい旨報告された。

さらに酒井理事から、①需給バランスが最重要課題であり、本協力者会議における各自治体からのヒアリングからも需給は満たしていると判断でき、地域と職種の偏在を解消することが、今後の課題と考えること、②農林水産省（農水省）の需給見通しにおいても、獣医事に従事していない者の扱いについて答えが示されていない中、国が貸与した国家ライセンスについて、単なる一般教育の大学と同様に扱うことは、法科及び歯科教育のように誤った制度設計につながる恐れがあること、③平成15年に遠山文部科学大臣が5つの職種については規制したが、医学の教育では、団塊の世代の医師の退職を見込んで、必要に応じ臨時に定員を増やすことを認めていること、④現在、大阪では府立大学と市立大学が一体となって、獣医学部の設置を検討しているが、現在の新規獣医師960名より人数が多くなれば、農水省は国家試験の合格率を下げるという手法で対処しかねず、獣医系大学に入学した学生は、獣医師になるという目的で勉強に励んでおり、将来、課題が生じないよう慎重に結論を出すべきと思われること、⑤先の大学新設のヒアリングでは、既存の獣医学系大学は、国際基準に到達するため、コアカリキュラムで52科目の設定、第三者評価、国立大学の再編等最大限の努力をしていること、⑥本問題は、前回の協力者会議で提言された4項目をまず到達した上で、さらに検討すべき課題と考えており、健全な獣医学教育を維持するため、必要であれば積極的に改善するが、基本的な根幹は譲るべきでないことがそれぞれ説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①地

区からの要望について、主管官庁等への要請等に至る対応の経過について確認したい。②本資料の対応、考え方を讀むと、明確な回答が見えなく、例えば中部地区から数回要望している狂犬病におけるワクチンの副反応についても明瞭な回答がなされていない。③地区での大会決議が本会へ提供されても、理事会等を経ると半年から1年経過してしまう。本会は地区からの課題に対して十分精査する必要はあるが、会員獣医師から不満の声もあるので職域別部会等で議論し、速やかな対応が望まれる。④我々の日頃の業務等については、例えばマスコミ、メディア等で扱われるような課題等に即時対応できるよう、関係省庁と情報交換できる定期的な会議の開催が望まれる。その際は会長のみならず、必要に応じて職域担当理事が全権をもって速やかに対応すべきである。⑤犬の飼育実態等については、農水省が民間の調査資料の数字を用いる等しており、関係省庁の認識を改めることが第一である。⑥狂犬病の調査については、2月末日が期日であり、多くの地方会では真摯に検討し、期日までに報告をしていると思われるが、地方会が提出しないと先に進まない旨の質疑、意見等があり、これに対して、矢ヶ崎専務理事から、①について、各地区の要望は、職域別部会委員会の検討結果も踏まえ、従来、その方針について地区獣医師会連合会長会議で議論をいただいた上で、事務局で要望事項を取りまとめ、課題に合った省庁等へ要請を行ってきたが、今後は理事会において検討することとなる旨、山根会長から、②について、現在、各地方会にアンケートを実施しており、その結果を踏まえ、本会が厚生労働省、環境省及び農水省と議論したいと考えている旨、③について、大きな項目の中には様々な課題も関係しており、議論の必要はあるが、緊急的な課題を重点的に取り組んでいる旨、補足して矢ヶ崎専務理事から、個々の問題については、大きな項目で一括りに纏めて対応することもある旨、山根会長から、④について、職域別部会委員会へは課題に関係する省庁の担当官にも出席いただき双方で意見交換を行っている旨、⑤について、国勢調査の中で飼育の項目を入れてもらうと3億数千万の費用がかかるとのことだが、今後引き続き要望したい旨、⑥について、アンケートの集計が揃い次第、検討会が設置できるよう準備している。補足して藏内副会長から、課題は三省が縦割り行政の中で、同じテーブルに着くかという点にあり、執行部としてはこのような課題を解決して一日も早く検討会を立ち上げたいと考えている旨が説明され、了承された。

## 【説明・報告事項】

### 1 部会委員会の開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部会長である職域理事から次のとおり説

明がなされた。

まず、細井戸理事から、小動物臨床部会の小動物臨床委員会については、11月27日に第13回委員会を開催し、報告書の取りまとめについて検討し、①まず、小動物臨床研修カリキュラムの整備について、中間報告として検討した結果、標準的獣医師卒後臨床研修プログラム(案)を整理することとし、一般の動物診療施設と一定の設備が整った施設と実施内容を分け、現場対応を容易にすること、②また、農水大臣指定の卒後臨床研修施設の充実について、施設の規模、勤務獣医師数及び施設における卒後臨床研修に相当する研修内容の実態を調査する必要がある、今後、見込まれる企業施設等との連携、獣医師自身の経営する大規模施設と、外部の大手企業資本による系列施設に対する対応等を検討し、将来的にはそれらの施設との協力体制を整え卒後の研修制度等を共有すること、③国による予算的な支援、研修施設や研修修了者に対するメリットがない中、開業免許制度のような仕組みが必要であり、全国で開催されている研修会についても統一し、本会が生涯研修制度と有機的に機能させると良い等の意見が出されたことが報告された。一方、終末期医療については、各地方自治体が殺処分ゼロ施策を推進される中、飼い主が病院での処分を求める事例については、新たな課題に直面したときに検討することとし、安楽死の名称はじめ、人医療の事例を参考に終末期の獣医療の定義、明確な基準を検討し、今期中に報告したいと考えている旨説明された。補足して、動物看護職統一認定機構の主催による第1回動物看護師統一認定試験については、①2月17日にマークシート試験、2月18日、20日にコンピュータによる前期試験が実施され、マークシート試験は新卒者2,000名以上、現職の動物看護師2,000名以上の約5,000名が受験し、平均点が70.4点、60点以上を合格として、合格率は85%弱となったこと、②この結果において、将来の国家資格あるいは公的資格化に向け、現役の方、資格を必要とされる方への試験としての目的を達成したと考えていること、③獣医師国家試験も、近年、85%弱程度の合格率であり、800名前後の方が不合格という状況であるが、本統一試験においては、3月23日、24日にコンピュータの後期試験を実施し、前期の不合格者も受験を認めている旨報告された。

次に木村理事から、動物福祉・動物愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会については、1月25日に第4回委員会を開催し、緊急時動物救護取組体制のあり方について検討し、①本会の役割に関して、情報の的確な収集及び地方会への発信に必要な連絡網の整備、首都直下型の震災等を想定した、緊急時の本会機能の移転、救護本部の中での本会の役割の明確化の必要性等、②また、地方獣医師会の役割に関して、地区における現地本部は会

計等を考慮し獣医師会の運営が望ましく、獣医師会の他、愛護団体との協働によりボランティア指導、寄附金等が円滑に取り組むことができること、③さらに地区獣医師会連合会の役割に関して、連合会内に72時間以内に派遣可能な緊急時獣医療の提供チームを設置する必要があること、④その他、獣医師、獣医師会に関して、災害時の獣医療提供に加え、避難所等での様々な対応、社会的な啓発、特に本会からの情報の的確な発信、地方会間の連絡調整の場が必要と考えること等の意見が出された。続いて、学校動物飼育支援対策検討委員会については、1月29日に第7回委員会を、2月10日に第8回委員会(公開型拡大会議)を開催し、①第7回委員会では、年次大会での第8回委員会、市民公開シンポジウムの開催について意見交換し、毎年の学校での飼育動物に対する獣医師の支援の調査結果の報告の他、各地方会に温度差がある中、教育効果が上げられるよう、委員から全国でのモデルケースを提供することとし、市民公開シンポジウムには、文科省から2名の担当官に講演を依頼することとしたこと、②第8回委員会は、年次大会で開催し、約70名の参加を得、2名の委員から地方会における全国のアンケートの集計結果及び学校訪問の支援事業のモデルについて説明いただき、取り組みの推進が訴えられたこと、③続いての意見交換では、人材の確保、活動資金、活動推進の方法、診療のあり方等について意見が出され、特に校長の采配、担当の職員等の転勤等が活動に大きく影響するとして、獣医師会としても子供たちの情操教育の支援のため、長期的な展望で対応すべきであるとされたこと、④なお、シンポジウムには、110名が参加したことが説明された。その後、本件に係るすべての説明内容について了承された。

## 2 2013 動物感謝デー in JAPAN 開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から、今回の動物感謝デーについては、昨年同様東京都立駒沢オリンピック公園中央広場にて、「一動物と人の健康は一つ。そして、それは地球の願い。」をテーマに協賛・後援企業・団体・獣医学系大学等によるステージ企画及びブース展示・物品頒布企画等を実施する予定であり、開催日については、平成25年10月26日(土)に加え、翌日27日(日)も含む2日間開催について、現在関係者の意向を調査中である旨が説明され、了承された。

## 3 平成25年度以降の獣医学術学会年次大会開催計画に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成25年度については、千葉県獣医師会共催(千葉県獣医師会運営委託・関東地区獣医師会連合会協力開催形式)により、平成26年2月21日(金)から3日間、幕張メッセ、東京ベイ幕張

にて開催、平成26年度については、岡山県獣医師会共催（岡山県獣医師会運営委託・中国地区獣医師会連合会協力開催形式）により、平成27年2月13日（金）から3日間、岡山コンベンションセンターにて開催を予定している旨が説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①細井戸理事から、関連して、23年度の年次大会では、北海道獣医師会は会員数2,900名弱で2,800名が参加登録されているが、ここ数年での参加登録者は、1,400～1,800名の間で推移しているものの、当会が担当した24年度の年次大会では、104名の会員で対応し、例年より400名前後少ない結果となったことが報告され、懇親会に関しては地方会が負担するが、その他に不足が出た場合、本会での負担について配慮願いたいこと、②年次大会の現在の委託費の700万円では少なく、1,000万円はないと構成獣医師の少ない獣医師会の負担は大きいこと等の意見が出された。監事から、年次大会の不足分の補てんについては、これまで不足した旨紹介された例がないが、実際不足が生じているのなら、今後、実態を明確にしないと引き受け手がなくなる旨質疑、意見が出された。これに対して、矢ヶ崎専務理事から、業務執行幹部会議で、増額する方針については了解を得ており、金額を含め、今後検討したい。さらに山根会長から、明確な報告に対して、本会でしっかり精査して検討する必要がある旨説明され了承された。

#### 4 役員の改選スケジュールに関する件

矢ヶ崎専務理事から、役員の改選のスケジュールとして、役員推薦管理委員の選出・決定、役員候補者の取りまとめ、候補者の選定・決定及び役員の決定について、日程、手続きの方法等が順に説明され、了承された。

#### 5 動物診療施設の経営及び診療獣医師等の処遇等に関する実態調査に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、本実態調査結果について、産業動物診療獣医師及び公務員獣医師の処遇改善問題の解決において、その処遇を正確に把握するという目的で、平成24年5月25日～7月31日の2カ月間、平成24年3月30日時点における構成獣医師のうち、産業動物開業獣医師（農業共済団体の獣医師は含まない）、小動物開業獣医師の総数の10%について、地方会を通じて無作為に構成獣医師へ調査を行った結果について報告がなされた。産業動物開業獣医師については、1,528名のうち155名へ依頼し、回答は115名で74.2%、小動物開業獣医師については、7,088名のうち712名に依頼し、回答は558名で78.4%、合計で8,816名のうち867名へ依頼し回答673名で77.6%という回答率であった旨の報告に続き、各調査内容について解説された後、本会議

での了承を経て地方会を通じ協力いただいた施設にも本結果を送付いただきたい旨説明された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①本会からアンケートは当初の期日である6月末日から1カ月延長するという連絡があり、7月13日に全国獣医師会事務事業推進会議で報告するとのことであったが、8月に事務局へ連絡しても、アンケートを集計中との回答で、本日まで大変時間を要した。②TKCという税理士の全国団体では、約600～700名の税理士による獣医療施設の確定申告による資料を示しており、今回のアンケートとのデータが大きく乖離していないか、公表内容については時間をかけて検討し、慎重を期すべきであるとの意見があり、②について矢ヶ崎専務理事から、両者を比較検討した上で公表内容を決定したい旨回答され、了承された。

#### 6 業務運営概況等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成24年12月1日から平成25年2月28日までの業務概況等について説明がなされた。

#### 7 その他

##### (1) 役員の選任について

概ね次のとおり意見交換がなされた。

ア 今期の理事会では役員の選任について時間をかけ議論してきたが、会長の選任については、選挙になるとしこりが残る。この場で各理事の意見をいただき、その内容を踏まえ、地区に持ち帰って協議したい。円満な組織運営を望んでおり、この機会に当事者同士が話し合いの中で、協調できる体制の構築に向けて話し合ってもらいたい。各理事から考えをお聞かせ願いたい。

イ 山積する課題にスピードをもって対応できるような体制を構築願いたい。

ウ 藏内副会長から、「1月中旬に九州地区の会長会で次の本会会長へ立候補するよう要請を受けた。今日出席の理事の中でも、私が一番長く10年間を理事として、8年間を山根会長を支える副会長として務めさせていただき、地方会あるいは本会の課題を熟知する機会を得た。その中で政権が変わり、山根会長が本会会誌で年頭の所感として発表されている5つの課題について速やかに政治的解決を行うには、「今、君が出馬するしかない」と要請された。従前にも何回か、会長に立候補するよう依頼されたが、県議会議員を務めており、様々な事情があって辞退してきたが、今回の安倍政権の発足に際して、今後、要請があれば、受けなければならないと決心したところである。安倍政権が4月までに予算編成を終え、7月に参議院選挙が控えており、その間の4～6月に本会の標榜する様々な課

題を誠実に整理し、政治あるいは行政と擦り合せを行うことが一番肝要と考えている。このような中で全国的に支援いただけるならば、是非、立候補させていただきたいと考えている。公益法人に移行し、理事会で会長を決定するという方法に変わったが、私も山根会長とは昨年以降、話を続け、様々な意見交換をしており、理事各位の強力な主導のもと、会長選任に対する考え方、協調体制等のあり方をお示しいただければ、私も最善の努力をする中で理事の意見を踏まえ、今後の対応を進めたいと考えている。」との意思表示があった。

エ 日本獣医師会の会長は、様々な面で注目をされ、行政からも関心をもたれている。選任制度が変更され、正会員である地方会の議決権はすべて1票となったことに伴い、地区選出理事会の責務も大変重くなったと感じている。地方会長は母体の意見に従い、判断するが、会長立候補者が複数となった場合は理事会はどう判断すべきか。

オ 会長立候補者からの取り組みの展望を述べていただき、選任するのが筋であるが、話し合いでの解決が良い。職域理事として、自身の展望を示して、取り組んできたが、会長立候補者には堂々と意思表示していただき、各々支援できることに協力するのも一法である。

カ 山根会長が務められた8年間の課題に対する実績は、会員が評価する。その中で今新しい時代、大きく世の中全体が変わろうとするとき、旧態依然としたものがすべて変わる。時代に合わせてTPPの課題等、政策をしっかりと示していただき、個人的な思惑は廃して、日本獣医師会の会長として判断の材料にしたい。密談等で決めるのではなく、政策を示す、それが必ずしも選挙につながると思われないと思われる。要するに推薦という形で候補が示されるので、その時点で選挙とならない方法もあるのではないか。

キ 職域理事と異なり、地方会長である地区選出理事は推薦する権利を有している。誰が選ばれても取り組むべき課題が山積していることから、その優先順位について所信を表明していただくと良い。

ク 藏内副会長から、「優先順位については、様々な課題を解決する中で、できること、できないこと、早目に答えを出す必要があるもの、好機を得て対応すべきもの等、個々に対応する中で見えてくる。私は年頭に会長が示された課題、本会が抱えている課題は、皆一緒だと思われ、この時期、これをどのように、どのような体制をもって解決をするのか、ということが一番大事だと思われる。私の中には優先順位はなく、すべて重要であり、これを解決できるのか、できないのか。それが今、日本獣医師会に問われていることと認

識している。」との意思表示があった。

ケ 本会の会長は間接選挙であり、投票権のある55名の地方会長の判断の重要な視点は、候補者が組織のために何ができるかということである。そのためには自薦であれ、他薦であれ、オープンに政策提言をし、組織としての方向を示さなければならない。今、職域理事は関係母体から推薦されているが、選挙に関しては正会員の55名が末端の会員構成獣医師のために誰を選ぶということになり、立候補者はそのため末端の獣医師のために何をするかということを提言するものと思われる。

コ 55名の推薦の中で推薦の一番多かった候補者は優先せざるを得ない。民意を反映した声であり、理事会で、それと異なった結果を出すことは不自然と考える。

サ 山根会長から、「会長候補としての意思表示については、これまでの発言どおり政策提言をする必要があると思っている。私自身、4期務めたが、日本獣医師会の会長には、何ら決定権、人事権もない。そのため改革に思わぬ時間がかかったと感じている。獣医事審議会、動物看護職の公的資格化の課題等に対しても、様々な方々に対して協議へ参加いただくため役職に就くよう依頼しており、今、その方々を置き去りにして私が離れるわけにはいかない。私がいなくなれば、それこそ敵前逃亡となることから、責任も十分感じている。今、藏内副会長が発言されたように、本会会誌の年頭所感に挙げた5つのテーマはすべて解決されていない。今、胸突き八丁で一番重要な段階に差しかかっており、これを放棄することはできない。もう一期、しっかりと課題を見据えて取り組むべきであると、多数の方から声をかけられており、私自身そう感じている。これについては、明確に所信表明をもって説明したいと思っている。影で談合のように決めるものではなく、将来、5年先、10年先の日本獣医師会に禍根を残さないためにも、55の地方会長がしっかり候補者を見極めて判定を出されるものと思っており、それが最善と考えている。」との意思表示があった。

シ 近藤副会長から、「先ほど来、執行部の一員として種々議論をお聞きしているが、私もこの2年間、初めて副会長を務めさせていただき、理事会をはじめ、担当する各部会委員会へも出席し、身をもって本会のありべき姿というものを自分なりに構築することができた。公益法人化を受けての最初の改選という中で、民主党から自民党へ政権交代という大きな体験を経た。日本獣医師会は学術団体として、執行部が一致団結して諸課題に対応してきた。様々な諸課題を解決するためには、理事会が一致団結して同じ方向に進まなければならないと思われる。私は地方会長として11年目

を迎え、ようやく岐阜県においても、勤務獣医師、畜産関係、衛生関係等、各職域が協調し、纏まってきたところである。年月をかけて、たゆまぬ努力と相手方に誠意ある対応をすることにより、日本獣医師会が学術団体として、また日本獣医師政治連盟等の立場においても、信頼を得られるものと思われる。私も引き続き副会長に立候補する予定であり、この機会に立候補の意思を表明させていただき、各地方会長にはその旨を伝えていただきたくお願い申し上げたい。」との意思表明があった。

## (2) 正会員の公益法人化について

正会員の公益法人化については、理事会で本会とともに地方会も公益法人化に取り組むと決議したが、一般社団法人を選択した地方会もあり、この地方会も正会員として区別なく、事業に取り組んでいただくと考えてよいのか。地元の畜産団体では公益法人より一般社団法人の

方が自由で良かったとの声もあるとの意見に対し、矢ヶ崎専務理事から、公益社団法人も一般社団法人も正会員であり、権利義務は従来どおり同等である。公益移行申請中の6地方会を除いて、5地方会が一般社団法人、その他は公益法人に移行することとなり、それぞれ正会員として本会の運営に支援いただく。なお、5地方会については公益法人化に至るまでの課題の議論の中で、本会からも種々情報提供等して支援してきたが、地方会に特段の事情があり、一般社団法人を選択せざるを得なかったことを理解いただきたい旨説明された。

## 【連絡事項】

### 1 当面の主要会議等の開催計画に関する件

矢ヶ崎専務理事から、当面の主要会議等の開催計画について説明された。

## 【別記】

# 平成24年度地区獣医師大会における個々の決議・要望事項に対する対処の考え方

## (1) 日本獣医師会が主として対応する事項

### ア 獣医学教育体制の整備・充実関係

- ・大阪府立大学における獣医学教育の充実と獣医学研究科設置（近畿地区）

[考え方・対応等]

- (ア) 獣医学教育体制の整備・充実に向けての本会の考え方は、これまで理事会、全国獣医師会会長会議において説明してきたとおり、大学設置基準における専任教員数と施設・設備要件を引き上げた上で、現行の獣医学系大学の獣医師養成課程を、学部体制に整備するものである。
- (イ) 最近、国立大学においては、共同獣医学部・学科を設置される等、自助努力による改善が進んでいる。文部科学省においては、同省高等教育局長の私的諮問機関である「獣医学教育の改善・充実に関する調査協力者会議」の意見を「今後の獣医学教育の改善・充実方策について」として平成23年5月に公表するとともに、提言事項の進捗状況等のフォローアップを実施するなど獣医学系大学関係者への支援を強めている。
- (ウ) 本会においては、獣医学教育体制の整備・充実について関係方面に要請するとともに、学術部会の学術・教育・研究委員会において、獣医学教育の質を保

証するための第三者評価の実施に関する方策について検討を行い、その結果を踏まえ、第三者評価の実現に向けて全国獣医学関係大学代表者協議会に提言を行ったところである。

- (エ) なお、「特区提案」による獣医学部新設については、これまでの本会の主張どおり、規制官庁の適切な対応を求めている。

## (2) 日本獣医師会及び地方獣医師会がともに対応する事項

### ア 緊急災害時対応の充実・強化関係

- (ア) 大規模災害発生時の被災動物救護体制の構築・整備
- ・動物診療に係る車両の緊急車両としての指定（東北地区）
  - ・広域災害に対応するためのブロック単位の獣医師会・行政の連携（東北地区）
  - ・災害時の個体識別ツールとしてのマイクロチップの普及（東北地区）
  - ・災害時のペットとの同行避難に対する理解促進（関東・東京地区）
  - ・災害時の被災動物救護活動の取り組み並びに平常時の救護活動の推進対策（近畿地区）
  - ・災害時の動物救護対策の推進（四国地区）
  - ・災害時における防災協力体制の整備のための①マニ

ユアルの整備と防災訓練，②初動対策の検討，③行政との連携（九州地区）

（イ）獣医師の被災地活動の社会アピール及び被災動物の二次被曝調査（中部地区）

〔考え方・対応等〕

（ア）東日本大震災における被災動物救護活動については，多くの国民の理解と支援を背景として，被災地の地方獣医師会，被災地を支援する全国の地方獣医師会と本会が連携・推進し，既に福島県を除く多くの地域では活動の収束を迎えつつある。

（イ）一方，福島県においては，未だに原発事故に関わる警戒区域内の動物への対応が行われており，本会としては，福島県獣医師会による被災家庭動物への対応及び一般社団法人東京電力福島第一原子力発電所の事故に関わる家畜と農地の管理研究会による被災家畜への対応への支援を継続する所存である。

（ウ）東日本大震災は，未曾有の激甚で広域な災害であり，また，福島県原発事故による放射性物質汚染等，これまで我々が経験したことのない状況の中での対応を迫られ，様々な教訓を残した。

本会では，これらの教訓をもとに，動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において，新たな体制整備のためのガイドラインの策定に向けての検討を進めているところである。

（エ）動物福祉・適正管理対策委員会においては，今回いただいた決議要望事項の内容を十分踏まえて検討しているところであり，検討結果がまとまり次第，検討結果を踏まえた関係各所への要請等を実施していく所存である。

（オ）今後，実効性ある救護活動を円滑に展開するためには国民の理解・支援を得ることが重要であり，動物感謝デー in JAPAN等の機会を活用して，本会・地方獣医師会の活動等に関する普及・広報活動を行っていくこととしている。

（カ）各地方獣医師会におかれても，地域ごとの事情を踏まえた被災動物救護体制の整備を図るとともに，本会の検討結果が報告された際には，報告内容に基づく広域的な対応，全国的な対応も踏まえた体制整備に尽力いただきたい。

イ 口蹄疫等の家畜伝染病及び人と動物の共通感染症（共通感染症）に対する防疫体制の充実・強化並びに食の安全の確保関係

- ・エゾシカ肉の安全・安心の確保（北海道地区）
- ・家畜伝染病防疫体制の強化（四国地区）
- ・良質で安全な畜産物の提供のための家畜伝染病予防の徹底（関東・東京地区）

・食の安全の確保と共通感染症対策を図るための関係施設・設備の充実，職員の増員（四国地区）

・共通感染症に対する検査及び防疫の一元的体制構築（九州地区）

・家畜衛生関係獣医師職員の社会的重要性に配慮した処遇改善のための獣医師調査研究費の拡充（全国家畜衛生職員会）

・家畜伝染病や共通感染症対策に的確に対応できる人員確保のための予算支援及び獣医師人材バンク制度の整備（全国家畜衛生職員会）

・労働安全衛生に準拠するバイオハザードに配慮した施設・機器整備への採択条件の緩和と助成の拡大（全国家畜衛生職員会）

・獣医系大学における家畜衛生分野の教育の充実（全国家畜衛生職員会）

〔考え方・対応等〕

（ア）口蹄疫等の家畜伝染病及び共通感染症に対する防疫体制の整備・充実については，本会として，①防疫要員の確保，②国及び地方自治体並びに獣医師会等の民間組織の役割分担と連携の確保，③検査・診断機能の強化，④防疫体制強化のための財政措置の充実等について，関係各所に要請活動を行ってきたところである。

（イ）一方，農林水産省では口蹄疫対策検証委員会（座長：日本獣医師会 山根義久会長）における本会の提言を踏まえて，家畜伝染病予防法の一部を改正して家畜伝染病に対する防疫体制の整備を行い，また，「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（第3次）」の策定においても本会の意見が取り上げられ，これらに基づいて防疫体制・獣医療提供体制の整備が行われているところである。

（ウ）また，平成22年度から本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が，国の支援を得て獣医療提供体制整備推進事業を実施し，農場から食卓までの食の安全に関わる獣医師の確保に努めているところである。今後は，産業動物臨床部会の産業動物・家畜共済委員会，畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会，公衆衛生部会の公衆衛生委員会等関係部会委員会において関連する事項に関する検討を行い，提言，要請活動を行っていく予定である。

（エ）野生動物への対応としての狩猟動物の食肉検査及び共通感染症対策については，職域総合部会の野生動物対策検討委員会において検討しているが，必要に応じて畜産・家畜衛生部会の家畜衛生委員会，公衆衛生部会の公衆衛生委員会など関連する部会が連携して検討に加わり，その結果を踏まえて，提言，要請活動を行っていく予定である。

## ウ 狂犬病対策の充実・強化関係

- ・犬の登録の周知徹底（関東・東京地区）
- ・家庭動物（犬・猫）の国勢調査の実施（中部地区）
- ・①普及・啓発活動の強化，②ワクチンの副反応に対する公的補償制度の創設（中部地区）
- ・狂犬病予防法に基づく犬の登録制度へのマイクロチップの活用（中国地区）
- ・①登録・注射の推進，②飼育頭数・予防注射実施率の実態把握，③鑑札・予防注射済票の装着の推進，④犬の登録制度へのマイクロチップの活用，⑤不妊手術の推進（四国地区）
- ・①行政との連携強化による狂犬病予防接種率の向上，②普及・広報活動の充実（九州地区）

### [考え方・対応等]

- (ア) 狂犬病リスク管理対策の整備・充実については、  
本会として、①犬の登録，定期予防注射等を行政と獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進するための地域ネットワーク体制の整備，②国民に対する狂犬病予防の重要性に関する普及啓発，③マイクロチップによる所有の明示措置を活用した狂犬病予防対策と動物福祉・管理対策との効率的な運営等について要請活動を行ってきたところである。
- (イ) 獣医師会活動としての狂犬病予防事業については、  
本会理事会においてその適正な実施について協議した結果、本事業は地方獣医師会組織運営の根幹に関わるものであり、また、地方獣医師会ごとに本件に係る事情も異なることから、各地方獣医師会の意見を十分踏まえながら、抜本的な検討を実施することとしたところである。
- (ウ) 地方獣医師会にあっては、狂犬病対策に係る地方自治体事務（犬の登録，定期予防注射の実効確保など）が獣医師会との連携の下で組織的に円滑に推進されるとともに、新しい公益法人制度に対応するためにも、狂犬病予防事業が獣医師会の実施する公益事業として社会的理解の下で実施されるよう尽力いただきたい。

## エ 獣医療提供の質の確保（チーム獣医療提供体制の確立）関係

- ・動物看護師の地位の確立（関東・東京地区）

### [考え方・対応等]

- (ア) 動物看護師の公的資格化，処遇改善等については、  
地区獣医師会連合からの要請等を受け、本会が中心となって、チーム獣医療体制の確立に向けて動物看護師、動物看護師養成機関及び動物看護師認定機関等の調整を行ってきた。その結果、平成20年11月、動物看護師に係る活動の母体となる一般社団法人日本動

物看護職協会が設立され、さらに、平成23年9月には、統一試験・認定に係る組織として動物看護師統一認定機構が設立されて、本年2月、同機構が実施する第1回目の全国統一認定試験が実施されたところである。

- (イ) 今後は、公的資格化に向けて動物看護師の知識・技術の高位平準化のための養成カリキュラムの統一等が行われることになる。本件に関しては、本会としても今後とも万全の支援を継続していく所存であり、動物看護師の知識・技術の高位平準化と公的資格化は、獣医界の念願であったチーム獣医療提供体制の確立につながるものと期待するものである。
- (ウ) 地方獣医師会にあっては、本件に関する獣医師への情報提供に努め、会員獣医師の開設する動物診療施設における動物看護師統一認定機構の認定看護師に対する適正な処遇等を通じて、動物看護師の地位の向上に貢献することを期待する。

## オ 獣医師需給対策の推進と処遇の改善関係

### (ア) 産業動物診療獣医師の確保対策

- ・①獣医師雇上手当の充実，②大学教育における産業動物臨床カリキュラムの充実（北海道地区）
- ・①家畜共済診療点数表の改善，②大学教育における産業動物臨床カリキュラムの充実（中部地区）
- ・①家畜共済点数表の改善，②奨学金制度の充実，③大学教育における産業動物臨床カリキュラムの充実（中国地区）
- ・①家畜共済診療点数表の改善，②地域就業優先入学枠の導入（九州地区）

### (イ) 公務員獣医師の確保対策

- ・獣医師専門給料表の制定（東北地区）
- ・給与体系，調整手当等の改善（中部地区）
- ・①獣医師専門給料表の制定と初任給調整手当の拡充，②奨学金制度の充実，③大学教育における公務員獣医師教育カリキュラムの充実（中国地区）
- ・①医師と同等の給料表の制定，②団体に勤務する獣医師の処遇の改善，③獣医師の採用の確保と定年延長，④保健所所長を「医師又は獣医師」とする地域保健法の改正（四国地区）
- ・①医師と同等の給料表の制定，②管理職ポストへの獣医師の積極的登用，③地域就業優先入学枠の導入（九州地区）

### [考え方・対応等]

- (ア) 獣医師の需給対策及び処遇改善対策については、  
本会として、①獣医師誘導対策としての全国獣医師バンクの創設，奨学金制度の拡充，②処遇改善対策としての共済診療点数表の改善，公務員獣医師の給与改

善, ③保健所長等の公衆衛生管理職ポストへの獣医師職員の登用, ④都道府県の家畜衛生対策事業に従事する民間獣医師雇い上げに係る政府予算単価の引き上げ等について, 関係各所に要請活動を行ってきたところである。

(イ) 農林水産省においては, 「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針(第3次)」及び口蹄疫対策検証委員会の報告書において, 産業動物獣医師及び都道府県等公務員獣医師の確保を取り上げ, そのための支援の必要性を指摘している。

既に, 同基本方針に基づく都道府県計画が各都道府県において策定されており, 農林水産省においては, 都道府県計画の実行性等の検証が行われているところである。

(ウ) また, 平成22年度から農林水産省の補助を受けて, 本会を含む獣医療関係団体で組織する獣医療提供体制整備推進協議会が実施する「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」においては, ①卒後間もない産業動物獣医師, 公務員獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習, ②中堅臨床獣医師に対する管理獣医師及び高度獣医療に関する講習, 実習を実施して, 産業動物獣医師, 公務員獣医師の職域への定着を促している。

(エ) 平成19年12月に本会会長から全国知事会会長に本件に関する要請を行って以来, 本会, 地方獣医師会の関係各所への働きかけの結果, 地方公務員獣医師の処遇改善の対応については, 調整給の増額, 初任給調整手当の増額・支給期間の延長や, 新規ポストの獲得等が半数以上の都道府県で実現しており, 最近では, 公務員獣医師を志望する獣医学生が増加していると聞いている。

今後も全国知事会等に要請するとともに, 地方獣医師会からも地方自治体への一層の要請をお願いしたい。

## カ 動物福祉・管理対策, 野生動物対策の推進関係

(ア) 動物福祉・管理対策の推進

- ・飼い主のいない猫への不妊・去勢手術の推進(関東・東京地区)
- ・①行政・関係団体との協同, ②不妊去勢手術等飼い主責任の普及・啓発, ③共通感染症に関する知識の普及・啓発(四国地区)
- ・飼育動物のマイクロチップ装着義務化の推進(関東・東京地区)
- ・マイクロチップ情報データベースの一元化, 米国の関係団体とのマイクロチップデータの一元化(中国地区)

(イ) 学校動物飼育支援対策の推進

- ・①獣医学術学会年次大会における関連会議等の開催, ②文部科学省との連携, ③支援活動のためのテキスト, 掲示物等の作成(中部地区)
- ・①法に基づく学校獣医師の設置と制度化, ②教育養成課程における動物介在教育カリキュラムの整備(中国地区)

(ウ) 野生動物対策の推進

- ・野生鳥獣保護施設の設置と野生動物担当獣医師の育成と配備(中部地区)

[考え方・対応等]

(ア) 動物の福祉・愛護の観点に立った適正管理対策の推進については, 「動物の愛護及び管理に関する法律」の見直しに当たり, 本会として, ①マイクロチップによる所有の明示措置の推進, ②動物取扱業の規制の適正化, ③地方自治体の行う引き取り犬猫の譲渡の推進, ④地方自治体の動物愛護・適正管理施策の推進機能の強化, ⑤動物を科学上の利用に供する場合の方法等に関する規制の適正化等について, 関係各所に要請を行ってきたところである。

(イ) 平成24年9月に公布された同法の一部を改正する法律においては, 本会の要請事項が多く取り上げられるとともに, 動物の愛護と管理における獣医師の役割が明文化された。

(ウ) 今後は, 改正法の円滑な施行を期して, 獣医師・獣医師会への情報提供を行うとともに, 改正法の附則に明文化されたマイクロチップ装着の義務化に向けての必要な施策を国と連携して実施していくこととする。

なお, 本会としても, マイクロチップの普及を図る上で, データベースの一元化は必須であると考えており, 今後も環境省等関連機関と連携して対応を図っていく所存である。

(エ) その他, 動物の福祉・管理対策については, 動物福祉・愛護部会の動物福祉・適正管理対策委員会において検討を行い, 必要に応じて提言, 要請活動を行っていく予定である。

(オ) 人と動物の共存については, 毎年10月に開催する動物感謝デー in JAPAN, 獣医学術学会年次大会における市民公開企画等, 機会をとらえて国民一般に対する普及啓発活動を行っているところである。

(カ) 学校動物飼育支援活動については, 動物福祉・愛護部会の学校動物飼育支援対策検討委員会において, 地域における具体的な事業推進の方策に関わる検討を行っている。また, 平成24年度獣医学術学会年次大会(大阪)においては, 昨年度に引き続いて, 同検討委員会の拡大会議を開催し, 地方獣医師会からの参加者を交えた意見交換を実施するとともに, 文部科学

省、教育関係者、保護者等も交えて学校動物飼育支援に関する市民公開シンポジウムを開催したところである。

今後も学校動物飼育支援対策検討委員会において、具体的な施策を検討し、実行に移していくこととなるが、地方獣医師会におかれては、関係委員会における検討を推進するとともに、地域における事業の推進のためのネットワーク作りに尽力されたい。

- (キ) 野生動物対策における獣医師専門職の育成と配置については、平成21年7月の野生動物対策検討委員会の報告を受けて、関係各所に要請活動を行ったところである。今期の野生動物対策検討委員会においては、前期に引き続いて、生物多様性の確保、保全医学の観点からの野生動物対策等について検討を行い、報告書を取りまとめることとしている。

## キ その他

### (ア) 国際交流の推進

- ・獣医学術国際交流の積極的な推進（中部地区）

#### [考え方・対応等]

本会では、世界獣医学協会（WVA）及びアジア獣医師会連合（FAVA）の会員として、各国獣医師会との学術交流を深めるとともに、国際大会の開催、代表者会議の開催等メンバー国としての責務を果たしてきたところである。本会としては、このような大会の場を交流を深める機会として活用するとともに、諸外国獣医師会と獣医学術及び獣医事関係情報の収集・交換を行い国内外の交流に努めることとしている。

地方獣医師会においても、会員獣医師に対し、国際大会に関する情報提供、参加の呼び掛けに努めていただきたい。

### (イ) 獣医師学のすすめ

- ・生涯研修事業等における「動物と人の健康は一つ」とする日本獣医師会の活動指針、獣医師の社会的使命等の普及、啓発（中部地区）

#### [考え方・対応等]

本会としては、動物感謝デー in JAPAN等の場を利用して、「動物と人の健康は一つ」とする本会の活動指針

を広報している。また、「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」において実施する卒後間もない獣医師等への獣医師倫理及び法令に関する講習等において、「地球環境の保全」、「人と動物の共生」等を高らかに謳い上げた「獣医師の誓い—95年宣言」、動物臨床の行動規範等を取り上げて普及啓発を行っているところである。

本会の生涯研修事業のカリキュラムにおいては、基本事項として関連法規、獣医療倫理などが取り込まれており、今後も、機会をとらえてこのような趣旨に沿う研修会等を開催していく所存である。

地方獣医師会においても、会員獣医師に対し、本会の研修会、生涯研修事業への参加を呼び掛けていただきたい。

### (ウ) 家畜共済事務取扱の改善

- ・①胎児の共済における責任開始時期の改善、②繁殖障害への対応における直腸検査の取り扱いの改善について（中部地区）

#### [考え方・対応等]

家畜共済については、国において制度の全体的な見直しが行われる中、本会としては、共済診療点数表の見直し等について要請を行ってきたところである。

本件については、制度的課題に関する要請と併せ、機会をとらえて本会からも要望することとするが、地方においても家畜共済団体の関係会議等の場で問題を提起し、改善を要請されたい。

### (エ) 獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）の見直し

- ・①獣医療法の広告規制違反に対する罰則適用の明確化、②獣医療広告ガイドラインの改正（中国地区）  
(ア) 高度獣医療施設の整備の運営母体に対する日本獣医師会の見解（中部地区）

#### [考え方・対応等]

獣医療法第17条第2項の後段の農林水産省令で定める制限に違反した場合の罰則適用については、農林水産省に問い合わせたところである。その後、時間を経過しても回答がないため、同省に回答を要請する。